

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年1月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月29日から同年2月18日まで縦覧に供する。

平成27年1月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下高瀬地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 丸戸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西奥池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宗吉地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業) 辻堂池地区	〃